



令和8年8月27日

報道関係者各位

檀原市役所 魅力創造部 文化財保存活用課

檀原市指定文化財の新指定～考古資料～

令和8年2月25日の檀原市文化財審議会において、檀原市指定文化財に指定する答申を受け、令和8年8月27日に答申通り下記物件を新たに檀原市指定文化財に指定することを決定しました。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 種類 | 考古資料 |
| 2. 名称及び員数 | 植山古墳東石室・西石室出土副葬品 163 点 |
| 3. 時代 | 6 世紀末～7 世紀前半 |
| 4. 所在地 | 檀原市川西町 858-1 歴史に憩う檀原市博物館 |
| 5. 指定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・植山古墳は、推古天皇とその息子の竹田皇子の初葬墓であることが有力視される古墳であり、阿蘇溶結凝灰岩製の家形石棺が使用されるなど、古墳の様相も当時の支配者の中でも最高の地位に位置する人々が葬られたことを示している。 ・本古墳の石室内からの出土品には、馬具や武器がある。これらの出土品は金銅製等で、当時の国内における古墳の出土品の中でも突出した装飾性を持っている。同様の装飾を持つ副葬品を持つ古墳や遺跡は、穴穂部皇子や宅部皇子といった皇族が埋葬されているとされる奈良県藤ノ木古墳や国家祭祀の場とされる沖ノ島祭祀遺跡はあるものの、植山古墳出土品と形状までが類似する資料は、国内には類例がないものが多い。 ・植山古墳の出土品は、本市における飛鳥時代の幕開けの時代に活躍した支配者層の葬送及び副葬品のあり方、改葬の実態を知るうえで本市のみならず、国内においてもこれまで知られていなかったものであり、地域史においても日本史の上からも学術的価値が極めて高いものである。 |
| 6. 備考 | 当指定文化財の一部は、歴史に憩う檀原市博物館の常設展示にて見学することができます。 |

＜本件に関する問い合わせ先＞

檀原市・魅力創造部文化財保存活用課

檀原市川西町 858-1

TEL:0744-47-1315（直通）

担当:松井・平岩